

2020年度  
自己点検・評価報告書  
(法学部)

創価大学

## 基準1 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

#### 評価の視点

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

法学部の理念と目的は、創価大学の建学の精神に立脚し、人間主義に基づく法学教育を通じて論理的な思考力と説明力を身につけ、現実の問題の解決を図ることにより、人類の幸福、社会の平和の実現に貢献できる人材を育成することである。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

#### 評価の視点

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

上記点検・評価項目①の目的を達成するため、法学部での教育においては、特に、①常に民衆の側に立って、正義の実現のために行動できる健全なリーガルマインドを身につけた人材を育成すること、②人権を尊重し、平和実現のためのたゆまぬ努力を継続できる人材を世界に輩出すること、③人間主義を基調とした新たな法文化創造の担い手を養成することを目標に掲げている。これらの周知および公表は、広く社会一般向けには創価大学のホームページを通じて、また受験生およびその保護者等に対しては毎回のオープンキャンパスを通じて行っている。

### (2) 長所・特色

創価大学のディプロマ・ポリシーを前提として、法学部のディプロマ・ポリシーでは、特に、①わが国の法制度・政治制度の基礎となる価値観や基本原則を正確に理解し、法律上または政策上の問題に対して具体的で的確な判断ができること、②社会が直面する法律上または政策上の課題の性質を正確に特定・分析し、その課題解決の方法を見出しかつ的確に伝達できること、③英語その他の外国語の学修を通じて、多様な価値観や文化を理解するとともに、適切なコミュニケーションを通じて相互理解を深める努力ができること、④様々な社会的な課題に対して、修得した知識を総合的に活用するとともに、創造的なアイデアを通してその課題解決方法を見出すことができること、以下の4つの能力を涵養また向上させることを掲げている。

### (3) 問題点

法学部の理念および目的また教育研究上の目的は、創価大学全体の理念および目的と適切にリンクし

ており、法学部生が創価大学で学修するための明確な指針を提供しており、またその周知公表の方法にも、現状において特筆すべき問題点は見られない。

しかし、今後の課題として、法学部の理念や目的、ディプロマ・ポリシーをさらに具体的に達成する方法等を検討していくこと、さらに SNS その他多種の媒体を効果的に利用して、法学部の魅力や長所をより幅広く周知していく努力やアイデアを引き出していくことも必要である。

#### (4) 全体のまとめ

法学部の理念と目的は、人間主義に基づく法学教育を通じて論理的な思考力と説明力を身につけ、現実の問題の解決を図ることにより、人類の幸福、社会の平和の実現に貢献できる人材を育成することである。こうした理念等を具体的に達成すべく教育研究上の目的として、①健全なリーガルマインドを身につけた人材を育成すること、②人権擁護や平和実現のために努力する人材を世界に輩出すること、③人間主義を基調とした新たな法文化創造の担い手を養成することを目標に掲げている。なお、このような目標の実現は、法学部のディプロマ・ポリシーに、①法制度・政治制度の基礎等を正確に理解し、法律上・政策上の問題に対して的確な判断ができる能力、②法律上・政策上の課題解決の方法を見出しかつ的確に伝達できる能力、③多様な価値観や文化を理解し、かつ適切なコミュニケーションを通じて相互理解を深める努力ができる能力、④様々な社会的な課題に対して創造的なアイデアを通してその解決方法を見出せる能力を掲げることで適切に担保されている。

これらの周知および公表は、広く社会一般向けには創価大学のホームページを通じて、また受験生およびその保護者等に対しては毎回のオープンキャンパスを通じて行われている。

#### 【根拠資料】

1-1 <https://www.soka.ac.jp/law/about/policy/>

1-2 2020 年度履修要項

#### 基準4 教育課程・学習内容

##### (1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

##### 評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

法学部では、創価大学の学位授与方針に基づく法学部の学位授与方針により、下記の学部が求める能力や学識を修得し学部の学位授与の要件を満たした学生に対し学士（法学）を授与することを定め、公表している。（根拠資料4-1）

##### 1. 知識基盤：幅広い知識と高度な専門性

わが国の法制度・政治制度の基礎となる価値観や基本原則を正確に理解しており、法律上または政策上の問題に対して具体的で的確な判断ができる。

##### 2. 実践的能力：知識を社会に応用する力とコミュニケーション力

社会が直面する法律上または政策上の課題がいかなる性質のものかを正確に特定・分析し、そしてそ

の解決のためにはいかなる選択肢がありうるのかを見極め、題解決の方法を考え出し、わかりやすく伝えることができる。

### 3. 国際性：多様性を受容する力と他者との協働性

英語および第2外国語を学修し、諸外国の様々な価値観や利害の異なる他者の多様な見解を理解するとともに、意見の異なる他者との議論を通じ、コンセンサスを得るための努力をすることができる。

### 4. 創造力：統合する力と創造的思考力

身につけた知識を総合的に活用し、社会の中の新たな課題にそれらを適用し、創造的なアイデアを通してその課題を解決する方法を考えることができる。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

#### 評価の視点

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

法学部では、創価大学の教育課程の編成・実施方針に基づき、法学部の学位授与方針に適う学生を育成するために、下記の特質を身につけるために法学部の教育課程を編成し実施方針を公表している。（根拠資料 4-2）

#### 1. 4年間の学びで幅広い知識と高度な専門性を身につける

4年間の学士課程を通じて、全学共通科目により、法律学・政治学の枠を超えた幅広い知識を身につけます。法学部は、「リーガル・プロフェッションコース」、「ビジネス法務コース」、「公共政策・行政コース」、「国際平和・外交コース」の4コース制を採用し、法曹、企業人、公務員、外交官等のキャリアに必要な高度の専門性を身につけることができますようにします。また、法曹を目指す学生のために、グローバルロイヤーズプログラム(GLP:法曹コース)を設置し、1年次より法曹養成を目標としたカリキュラムを用意しています。

1年次における専門教育では、必修科目の「法学」により法律学の基礎を学び、「初年次セミナー」（共通科目配置）の授業の中に法学部独自の学修内容を組み込み、法律上または政策上の課題に関する資料を収集し、それを読解して自ら考え、自身の意見を口頭および文章で表現する基礎力を身につけることができますようにします。1年次秋学期において、導入教育から専門教育への橋渡しを目的とした「テーマゼミ」を開講し、学生が専門科目を学ぶに当たって必要となる学問的態度を涵養します。

学生は2年次にコースを選択し、卒業時まで選択したコースの選択必修科目(コース科目)24単位以上を履修して、目指すキャリアに応じた幅広い知識と高度な専門性を養うことができますようにしています。

#### 2. ワークショップ等により実践的能力および創造力を身につける

2年次以降の専門教育において、講義科目により修得する高度な専門的知識を基礎として、「ビジネス&ロー・ワークショップⅠ～Ⅲ」（ビジネス法務コース）、「公共政策ワークショップA, B」（公共政策・行政コース）、「人間の安全保障ワークショップ」（国際平和・外交コース）で、設定した課題について学生がグループでリサーチし、実務家と共に解決策を考えます。これにより獲得した知識を総合的

に活用し、社会の中の課題に適用して課題を解決する方法を考える創造的思考力を育てます。また、「まちづくりはちおうじ」と「人間の安全保障フィールドワーク」では現場の声を聞いて課題を発見し解決する方策を考える力を、各コースのインターンシップでは、実際の職務を学ぶことでより現実的な課題解決方法を考える力を身につけることができます。これに加えて、各学年において演習科目を履修することができるようにし、意見が対立する課題において、自分の意見の理由を論理的に説明し、多様な意見を調整することができるようにします。これらグループでの共同作業を行う科目やアクティブ・ラーニングを通じて、コミュニケーション力を養います。

### 3. 国際性を身につける

1、2年次において共通科目としての英語と第2外国語の履修および専門科目としての英語科目を履修することにより、外国の法制度や政治形態を学ぶ基礎的な語学力を身につけることができます。2年次以降においても、英語で行われる専門科目の履修により、語学力だけでなく、英語で専門科目を学修する力を養うと共に、多様な価値観や利害の異なる他者の見解を理解し、他者と議論することでコンセンサスを得るための努力をする協働性を身につけることができます。あわせて、法学部独自の短期海外研修、長期留学、ダブルディグリー制度を設けて、より高度な語学力と専門力、そして国際性を身につける機会を提供します。

### 4. 身につけるべき能力の適切な評価

これら学生が身につけるべき能力は、小テスト、中間試験、定期試験、レポート、プレゼンテーション、論文、ディスカッション等を通じて、適切に評価します。また、法学部は、ディプロマ・ポリシーで掲げたラーニング・アウトカムズに対し、直接評価手法（例：卒論からサンプルと抽出し、学生の到達度を測定）と間接評価手法（例：アセスメント科目における学生の自己評価）を組み合わせ点検・評価します。さらに不断の努力によって教育改善に取り組みます。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### 評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士課程】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士課程】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

法学部では、カリキュラムポリシーに基づく授業科目の開設を行ない、専門性とキャリアを意識したコ

ース制に基づく体系的な編成を行っている。具体的には、「リーガル・プロフェッションコース」、「ビジネス法務コース」、「公共政策・行政コース」、「国際平和・外交コース」の4コース制を採用し、法曹、企業人、公務員、外交官等のキャリアに必要な高度の専門性を身につけることができるように、コースごとに選択必修科目として学修が求められる科目の開設をしている。また、法曹を目指す学生のために、グローバルロイヤーズプログラム(GLP)を設置し、1年次より法曹養成を目標としたカリキュラムを用意している。

1年次の専門教育では、必修科目の「法学」(春学期)により法律学の基礎を学び、法的思考を身につけることができるようにし、1年次秋学期および2年次春学期において、基礎教育から専門教育への橋渡しを目的とした「テーマゼミ」を開講している。法律や政治などの様々な社会問題をテーマとしてゼミごとに掲げており、社会的事象から学術的、専門的な学習能力を涵養している。学生は2年次春学期に将来のキャリアに関連するコースを選択し、卒業時まで選択したコースの選択必修科目(コース科目)24単位以上を履修して、目指すキャリアに応じた幅広い知識と高度な専門性を養うことができるようにしている。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

#### 評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

法学部では、ワークショップ等を通じたより実践的能力および創造力を身につける学習を行うことで、学習の活性化及び効果的な教育を実施している。2年次以降の専門教育において、講義科目により修得する高度な専門的知識を基礎として、PBL学習(課題解決型授業)を行っている。「ビジネス&ロー・ワークショップⅠ～Ⅲ」(ビジネス法務コース)、「公共政策ワークショップA、B」(公共政策・行政コース)、「人間の安全保障ワークショップ」(国際平和・外交コース)において、設定した現実的課題について学生がグループでリサーチし、実務家と共に解決策を考える。これにより獲得した知識を総合的に活用し、社会の中の課題に適用して課題を解決する方法を考える創造的思考力を育てている。また、2年次の夏季休暇中に、「まちづくり八王子フィールドワーク」では、まち歩きを通して市民の声を聞き、「人間の安全保障フィールドワーク」では国際問題にかかわる諸機関や企業を訪問して、現場で生じている課題を発見し解決する方策を考える力を養うことができる。

さらに、ワークショップの後には、各コースでインターンシップの機会を設け、実際の職務を学ぶことで、より学外の現実的な課題解決方法を考える力を身につけることができる。

これに加えて、各学年において演習科目を履修することができるようにし、意見が対立する課題におい

て、自分の意見の理由を論理的に説明し、多様な意見を調整することができるようにしている。これらグループでの共同作業を行う科目やアクティブ・ラーニングを通じて、実践的なコミュニケーション力を養っている。

また、国際性を身につけるために、2年次以降、英語で行われる専門科目の履修により、語学力だけでなく、英語で専門科目を学修する力を養うと共に、多様な価値観や利害の異なる他者の見解を理解し、他者と議論することでコンセンサスを得るための努力をする協働性を身につけることができ、併せて、法学部独自の短期海外研修、長期留学、ダブルディグリー制度を設けて、より高度な語学力と専門力、そして国際性を身につける機会を提供している。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

法学部において、成績評価、単位認定については、カリキュラムポリシー及び科目シラバスの成績評価の基準に基づき、学生の身につけるべき能力（ラーニング・アウトカムズ）として評価を行っている。具体的な評価方法としては、小テスト、中間試験、定期試験、レポート、プレゼンテーション、論文、ディスカッション等を通じて、評価している。

また、学位授与の適切性について、法学部では、ディプロマ・ポリシーで掲げたラーニング・アウトカムズについて、直接評価手法（例：卒論からサンプルと抽出し、学生の到達度を測定）と間接評価手法（例：アセスメント科目における学生の自己評価）を組み合わせ、点検・評価を実施することを企図している。具体的には、法学部アセスメント・ポリシーを作成し、同ポリシーに基づき、学部のディプロマ・ポリシー（知識基盤、実践的能力、国際性、創造性）の達成を目指し、学部全体・授業・課外活動の各分野においてアセスメントを実施している。具体的な指標としては、①SemesterごとのGPAの推移、②入学時と4年次におけるTOEIC得点の変化、③各種の賞や海外研修・留学などの課外ラーニング・アウトカムズの測定、④入学時と4年次における就業力測定試験、⑤Semesterごとの学生の授業評価アンケート、といった、さまざまな項目を活用している。学生からの意見聴取も行い、指標の改善検討も行っている。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

創価大学では、①知識基盤：幅広い知識と高度な専門性、②実践的能力：知識を社会に応用する力とコミュニケーション力、③国際性：多様性を受容する力と他者との協働性、④創造性：統合する力と創造的思考力を身につけた世界市民となるべき人材の育成に取り組む目標を掲げ、こうした知識・技能・態度を身につけ、かつ所定の単位を修得しGPA基準を満たした学生に学位を授与する方針を掲げている（4-6）。

この方針を受け、法学部では、各授業およびゼミナールの組み立てにおいて、双方向型授業の実施、学生同士でのグループワークの重視、グループワークの報告会および質疑応答に積極的に取り組んでいる。また、特にグループワークやその報告会では、常に役割分担の公正性、作業過程における多角的視点に留意することや国際比較的な観点からの分析や評価を行うように指導している。

そうした授業等の設計に基づいて、学習成果を適切に把握かつ評価するために、授業や報告会の質疑応答について、教員が全体講評をするだけでなく、各学生間でも作業への取組み姿勢・内容の水準・今後の課題や問題点をレビューさせていて、各学生の到達度等を可能な限り客観的にはかり、その資料に基づいた評価をする等の工夫を行っている。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

法学部では、学部のディプロマ・ポリシー、すなわち、①知識基盤、②実践的能力、③国際性、④創造性の達成を目指して、学部独自の資料、大学作成の資料、学生個人資料に基づき、授業・課外活動の各分野においてアセスメントを実施して教育改善に活用している。

具体的には、①知識基盤については、全学的情報である Semester ごと の GPA の推移について、学部における GPA 推移を一覧にして学生一人ひとりの現状と課題を学部として把握している。②実践的能力に



については、全学的に入学時と4年次で実施している TOEIC および就業力測定試験の得点について、学部としての得点変化に基づく全体的評価を実施している。また、各学部代表委員から構成される全学AP推進委員会の進めるAP事業による3段階の評価を実施している。③国際性については、全学で集計している課外ラーニング・アウトカムズ測定に基づく学部としての評価、全学で実施しているシュリーマン賞及びダ・ヴィンチ賞獲得を学部として奨励し、TOEIC や TOEFLE などの高得点達成者の集計及び推移を把握している。また、学部主催の短期海外研修および長期留学の研修出発前と帰国後の語学及び専門的知識の伸び率の評価等を実施している。④創造性については、授業カリキュラムの編成や実施において学生のニーズや水準を高めるように工夫すると同時に（点検・評価項目⑥を参照）、最終的に卒業研究（卒業論文）の提出や報告を通じて思考力の向上を図っている。

これらの成果および達成度の観点から、学部としてセメスターごとに学生に授業評価アンケートを細かく記入するように奨励している。さらに、その内容に教員が回答することで、各教員が今後の課題や問題の発見と迅速な取組みができるように努めている。さらに、授業評価アンケートについては、全学集計及び学部集計別一覧を活用して他学部の動向も踏まえながら、法学部としての取組の改善・向上に努めている。

## （2）長所・特色

法学部の教育課程は、創価大学のカリキュラムポリシーに基づき、知識基盤、実践的能力、国際性、創造力を偏りなく修得することを目指し授業科目を開設している。その上で学部が求める能力を備えて社会貢献ができるように専門性とキャリアを意識したコース制に基づく体系的な編成を行っていることに特色を有する。「リーガル・プロフェッションコース」では法曹養成を中心とし、「ビジネス法務コース」では企業人、「公共政策・行政コース」では公務員、「国際平和・外交コース」では外交官等の具体的なキャリアを意識することで学習内容の必要性を強く認識することができ、コース科目として編成された科目選択の集中的学習により高度な専門性を身につけることができるという長所を有する。とりわけ、法曹を目指す学生のためのグローバルロイヤーズプログラム(GLP)では、少人数教育によるきめ細かな指導を行っている。

## （3）問題点

法学部では2年次春学期にコース選択を設定しているが、その際、将来進路を定めることができていない学生も存在する。そのため、法学部として1年次からキャリア意識の形成に努めており、キャリア・フェスタの開催やチュートリアル科目の設置等による学生に寄り添った指導を実施している。

このような枠組みの中で、コース選択に苦慮する学生、希望のコースに入れなかった学生、最後まで進路を絞れない学生、途中進路変更を決めた学生も多数ではないが存在する。この場合、期待されるカリキュラム編成と学生の積極的学習との相乗効果が発揮し切れていないおそれがある。

## （4）全体のまとめ

法学部では、創価大学の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、法学部の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定めて公表している。専門性の修得と将来のキャリアを意識したコース制に基づく体系的な教育課程の編成を行い、産学官連携ワークショップ等を通じた実践的かつ創造的な学習

により学習の活性化及び効果的な教育を実施している。これらの学習に係る成績評価、単位認定については、教育課程の編成・実施方針及び科目シラバスの成績評価の基準に基づき、学生の身につけるべき能力（ラーニング・アウトカムズ）として、学部独自の資料、大学作成の資料、学生個人資料に基づき、学部の授業・課外活動の各分野において定期的にアセスメントを実施して教育改善に活用している。

#### 【根拠資料】

(4-1：法学部ディプロマポリシー、<https://www.soka.ac.jp/department/policy/law/>)

(4-2：法学部カリキュラムポリシー、<https://www.soka.ac.jp/department/policy/law/>)

### 基準5 学生の受け入れ

#### (1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

#### 評価の視点

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
  - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
  - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

法学部における学生の受け入れ方針として、下記の通り、アドミッション・ポリシーを設定し、大学ウェブサイトで公表している（資料①-1）。

「法学部は、創価大学のアドミッション・ポリシーに基づき、かつ本学部の教育目標で示した人材へと成長する意欲と資質を備えた学生を以下のように選抜します。具体的には、

1. 自己のキャリア形成について強い意識をもち、将来、法曹、企業人、公務員、外交官などの職業を目指し、本学部での学習を希望すること。総合型選抜（PASCAL 入試）、学校推薦型選抜（公募推薦入試）では、そのことを出願資格とし、「面接試験」においてもその意志を評価します。
2. 専門力と英語力を身につけて国際的に活躍するために、高等学校までの教育において到達目標とされる基礎学力を習得していること。総合型選抜（PASCAL 入試）、学校推薦型選抜（公募推薦入試）、一般選抜の一般入試A：大学共通テスト利用入試、一般入試B：ハイブリッド型入試、一般入試C：大学独自問題型入試（以下一般選抜（一般入試ABC））、外国人入試では、そうした基礎学力、即ち、知識・技能、思考力、判断力等を評価します。
3. 基礎的な英語能力を有すること。  
本学部の入試において英語能力を重視します。特に一般選抜（一般入試AB）では英語の得点配分を他科目より高く設定します。また、学校推薦型選抜（公募推薦入試）、一般選抜（一般入試ABC）では、実用英語能力の一定レベル以上の資格・スコア等を英語の点数として換算する措置を取ります。
4. 論理的思考力、表現力、コミュニケーション能力を身につけ、主体性を持って多様な人々と協働していく資質と意欲を有すること。総合型選抜（PASCAL 入試）、学校推薦型選抜（公募推薦入試）においては「書類審査」と「面接試験」を実施し、高等学校等までの取り組みにおける主体性、協働性、学習意欲を評価します。また総合型選抜（PASCAL 入試）、では「グループ・ディスカッション」、「小論文」によ

り、論理的思考力、表現力、協働性等を評価します。一般選抜（一般入試 ABC）においては、主体性、協働性に関する高等学校等までの取り組みについて出願時に記入を求め、入学後の修学指導等に活用します。」

これらは、(1)4年間の学びで幅広い知と高度な専門性を身につける、(2)ワークショップ等により実践的能力および創造力を身につける、(3)国際性を身につける、(4)身につけるべき能力の適切な評価、という法学部のカリキュラム・ポリシーによって編成された法学部の教育課程において学ぶ上で必要とされる能力であると同時に、卒業時において知識基盤、実践的能力、国際性、創造力という法学部のディプロマ・ポリシーに定められた能力を達成するために、本学入学時に必要とされる能力として適切に設定されている。入学前の学習歴、学力水準、能力等に関して、本学部が求める学生像としては、特に英語力を重視することが示されており、また、高等学校時代に到達目標とされる基礎学力を有すること、コミュニケーション能力を有し、多様な人々と積極的に協働する資質が求められている。これらの求められる水準の判定方法については、入試種別に応じて、書類審査、面接試験、グループ・ディスカッション、小論文、筆記試験によって多面的に評価し、判定することが明示されている。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

#### 評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

#### ①学生募集方法

法学部の学生募集方法は、大学が全学的に行っているウェブサイト、ソーシャルメディア、オープンキャンパス、新聞・雑誌等における募集が主たる方法である。特に法学部ウェブサイトやソーシャルメディアは、法学部生募集のための有力なツールとなっている。

全学一斉に行うオープンキャンパスでは、法学部のアドミッション・ポリシーに基づく学生募集を促進すべく、コースごとにブースを設定してきめ細やかな対応、情報提供に努めるとともに、体験授業において各コースの学生や卒業生を紹介することにより、法学部の教育課程で学ぶ上で必要とされる能力を、より具体的に伝えるよう努めている。

また、学校推薦選抜における学生募集のため、創価高校（東京校）、関西創価高校の生徒を対象とする法学部の模擬授業や情報提供等も定期的に行っている。

#### ②入学者選抜制度

入学者選抜制度は以下の通りとなっている。

- ・ PASCAL（パスカル）入試
- ・ 学校推薦型選抜 公募推薦入学試験

- ・一般選抜 一般入試A:大学入学共通テスト利用入学試験（前期3科目方式）
- ・一般選抜 一般入試A:大学入学共通テスト利用入学試験（前期4科目方式）
- ・一般選抜 一般入試A:大学入学共通テスト利用入学試験（後期3科目方式）
- ・一般選抜 一般入試B:ハイブリッド型入学試験
- ・一般選抜 一般入試C:大学独自問題型入学試験（3科目方式）
- ・一般選抜 一般入試C:大学独自問題型入学試験（2科目方式）
- ・学校推薦型選抜 スポーツ推薦入学試験
- ・帰国学生入試

上記の通り多様な入学者選抜試験を実施しており、法学部のアドミッション・ポリシーに基づき、法学部の教育課程で学ぶ上で必要とされる能力を有する学生の選抜が可能な、適切な入学者選抜制度になっている。

上記の入学者選抜制度については、大学ウェブサイトにて公表している。

法学部における授業その他の費用は、入学金のほか授業料、在籍料、教育充実費となるが、これらの費用は大学ウェブサイトにて公表している。

経済的支援について大学外及び学内の各種奨学金制度に関する情報提供は、大学ウェブサイトにて行っている。

法学部独自の奨学金制度として、法曹を志し、本学法科大学院進学を目指すGLP生を対象とする創価大学法曹会奨学金がある。同奨学金制度の詳細については大学ウェブサイトにて公表している。

また、法学部の留学プログラムに関して、イギリス、バッキンガム大学の長期留学生及びダブルディグリー生を対象とする学費の助成金給付制度（本学への学費納入を条件とする）があるが、同制度については法学部ウェブサイトにて公表している。

全学的に学長を責任者とする入試委員会を設置しており、同委員会において入学者選抜を検討し、合否にかかる原案を作成する体制になっている。法学部としては、入試委員会の作成した原案に基づき、法学部教授会において審議を経たうえ、同教授会で入学者を決定する体制になっており、責任の所在を含めた入学者選抜実施の体制は適切に整備されている。

入学者選抜は全学的な取り組みとして、入試委員会および入学試験実施本部を組織して実施しており、法学部独自のものはない。

入学者選抜試験の準備から選抜試験の実施、入学者選抜に至るまで全学的な取り組みがなされており、所定の手続きに基づく実施及び複数の教職員が関わることによって公正性が確保されている。

書類審査は評価基準を学部ごとに定め、複数の書類審査員で調査書等の提出書類を評価している。面接についても学部ごとに評価基準を設け、複数の面接員で行っている。

法学部の評価基準は以下のとおりである。

PASCAL 入試の選考につき、実用英語技能検定などをはじめとする英語運用能力および各種の検定・資格取得を評価し、また高等学校や高等専門学校での学業で優れた成績を収めた人や学内・課外活動を行ってきた人、海外留学経験のある人を積極的に評価する旨の評価基準を策定し、大学ウェブサイトにて公表している。

学校推薦型選抜 公募推薦入学試験につき、(1) 自分の意見を的確に表現できるとともに、将来についての明確な目標やビジョンをもち、その実現のために能動的に考え、行動ができる主体性ある人材、(2)

社会における様々な出来事や法的紛争について、問題を発見し、それを分析し解決する能力を有する創造性豊かな人材、(3)「生命」や「人権」の大切さを理解し、他者への思いやりをもった人間性豊かな人材、(4)グローバルな発想と視野をもって、「平和社会」の実現に寄与することのできる国際性豊かな人材、の輩出を目指しており、とくに公募推薦入試では、単に学力テストの結果だけで合否を判断するのではなく、より多角的、総合的な観点から人物を判断し、評価することに主眼を置く旨の評価基準を策定している。面接については、大学での学問研究に強い意欲をいっているか、将来について一定の目標を持っているか、これまで培ってきた教養はどの程度か、また、高等学校での勉学、クラブ活動、資格取得などの実績も考慮される旨の評価基準を策定し、大学ウェブサイトにて公表している。

その他の入試の選考については、アドミッション・ポリシーに定める通りである。

法学部の入学者選抜については、法学部教授会において慎重な審議を経たうえで入学者を選抜しており、公正な入学者選抜が実施されている。

追加合格についても、入試委員会において原案を作成のうえ、法学部教授会の審議を経て正規合格者の次点者から順に追加合格者を決めており、公正な選抜が実施されている。

前述の通り入学者選抜は全学的な取り組みとして入試委員会および入学試験実施本部を組織して実施しており、法学部独自のものは無い。

全学的な取り組みとして、障がいなど合理的な理由に基づき他の受験生との合同受験が困難な学生には別室での選抜試験受験を認めて複数名の監督者で対応するなど、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率 (【学士課程】)
- ・編入学定員に対する編入学生数比率 (【学士課程】)
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

2020年度の法学部の入学定員は240名であり、編入学定員は8名、法学部の収容定員は986名となっている。

この入学定員、収容定員の設定は、法学部のディプロマ・ポリシーに適う学生を育成する充実した教育を行うために、適切な定員である。

2018年度～2020年度の法学部の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率は以下のとおりである。

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	入学定員に対する平均比率	備考

法学部	法律学科	合格者数	452	584	534	1.05
		入学者数	253	249	251	
		入学定員	240	240	240	
		入学定員充足率	1.05	1.04	1.05	
		在籍学生数	1,140	1,125	1,100	
		収容定員	998	996	986	
		収容定員充足率	1.14	1.13	1.12	

2019年度～2020年度の編入学定員に対する編入学生数比率は以下のとおりである。

学部名	学科名	項目	2019年度	2020年度	入学定員に対する平均比率	備考
法学部	法律学科	入学者数（3年次）	10	7	1.06	
		入学定員（3年次）	8	8		
		入学者数（4年次）				
		入学定員（4年次）				
		編入学生在籍比率	1.25	0.88		

上記のとおり直近3年間平均の入学定員充足率は1.05、収容定員充足率は1.13、また、直近2年間平均の編入学生在籍比率は1.06となっており、各定員を充足している。これらの充足率は過剰ではないので、特段の対応を要しない。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスについては、全学的に行っている。法学部においても全学的な取り組みのもとで定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。

## （2）長所・特色

学生の受け入れについて法学部では明確なアドミッション・ポリシーを策定し、公表・周知がなされている。また、一般選抜一般入試のほか、PASCAL入試、学校推薦型選抜 公募推薦入学試験など多様な入学者選抜制度が整っており、法学部のアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜が可能な制度になっている。

## （3）問題点

以上の通り、学生の受け入れについては適切であり、特に問題はない。今後の課題として、近年、全国的に法学部志願者数が減少傾向にあると同時に、本学では全学部において志願者数が減少していることから、より工夫を凝らした学生募集を行い、志願者数を確保する必要がある。法学部のアドミッション・ポリシー及び充実した教育プログラムについて、より一層の周知を図っていくべく、引き続き努力する必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

学生の受け入れについて、法学部ではアドミッション・ポリシーを定めて公表している。また、そのアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

学生の受け入れに際しては法学部において適切な定員を設定しており、受け入れ後の在籍学生数を適正に管理している。

さらに学生の受け入れの適切性について全学的及び法学部として定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みも行っている。

#### 【根拠資料】

5-1 <https://www.soka.ac.jp/department/policy/law/>

5-2-1 <https://www.soka.ac.jp/admissions/exam-info/department/>

5-2-2 <https://www.soka.ac.jp/campuslife/fees/after2020/>

5-2-2 <https://www.soka.ac.jp/campuslife/scholarship/>

5-2-2 <https://www.soka.ac.jp/campuslife/scholarship/within/within08/type08-01>

5-2-2 <https://www.soka.ac.jp/law/global/double-dig/>

5-4 <https://www.soka.ac.jp/admissions/exam-info/>

## 基準6 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

#### 評価の視点

○大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

大学として求める教員像は資料のとおり設定されており、それにしたがって、法学部において求める教員像と教員組織の編成に関する方針も下記のとおり設定し、大学ホームページで公表されている。（資料6-1）

〈求める教員像〉

1. 本学が掲げる建学の精神及び理念・目的を十分に理解し、「創価大学教員倫理綱領」を遵守する者
2. 法学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者
3. 教授、准教授、講師、助教それぞれに必要な教育研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、継続的に積み上げる意思のある者
4. 学部運営に主体的かつ協力的に取り組める者
5. 研究成果を広く社会に還元し、研究者としての社会的責務を果たすことができる者
6. 教育・研究・大学運営等の活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者

〈教員組織の編成方針〉

1. 大学設置基準に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、法学部教員組織における教育研究上の目的等を実現するために、必要な教員を配置する。
2. 教員間の連携体制を確保して組織的な教育研究を行うために、教育課程や学部運営等において適切に教員の役割を分担する。
3. 広く国内外に人材を求め、年齢・性別構成及び社会実践経験等の有無に配慮する

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
  - ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
  - ・各学位課程の目的に即した教員配置
  - ・国際性、男女比
  - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
  - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
  - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
  - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- 教養教育の運営体制

現在、法学部における専任教員は20名であり（資料6-2-1）、来年度さらに1名採用に向けて、教員採用手続きを進めた結果、政治学の教員1名（准教授）を4月より採用する予定である。

専門分野別の内訳は、公法3名、民法4名、刑事法2名、商法2名、国際法2名、基礎法1名、社会法1名、外国法1名、政治学3名、外国語専門科目担当1名となっている。各専門分野のバランスを考慮し、カリキュラムの運営に必要な教員を配置している（資料6-2-2）。これは本学部の目的である人材育成を行うにあたって適切な教員配置になっている。

国際性については、外国人教員1名のほか、外国で学位を取得した日本人教員2名、1年以上の外国での研究経験を有する教員が4名となっている。外国での研究を1年以上行う教員は、今後、随時増加す



る予定である。20名の教員のうち、現状では女性教員は1名だけであり、今後改善する必要がある（資料6-2-3）。

教員の年齢構成は、60代7名、50代9名、40代2名、30代1名、20代1名となっている。現在60代の教員が採用された当時、教員の定年年齢が70歳であったことから、この世代の教員が多くなっているが、これらの教員と65歳定年の50代の教員が2022年度以降に順次定年を迎えるので、その際に若手の教員を採用し、適切な年齢構成としていく。

20名の教員の職位による内訳は、教授16名、准教授3名、講師2名となっており、法律主要科目および政治学等の科目については、それぞれ教授、准教授が担当しており、適正な配置である。

教員の授業担当に関しては、大学全体の基準として春学期と秋学期それぞれ4コマ以上の担当が求められ、各教員が本学部の専門科目としてそのコマ数以上を担当している。しかし、学部の専門科目以外にも、共通科目、他学部専門科目、法科大学院科目、大学院研究科科目、通信教育部科目を担当する必要があるため、教員によってはかなり授業負担が大きくなっている。授業負担については、現在カリキュラムの改正を検討しており、授業負担が重い教員については負担を軽減する方針である。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

- 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集については、従来、専任教員の推薦によってきたが、昨年より公募による教員の募集を始めた。採用については、本学の「創価大学教員の選考及び任用手続に関する規程」（資料6-3-1）により行い、また、教員の昇任については、「創価大学教員の昇任手続に関する規程」（資料6-3-2）および「創価大学教員昇任基準」（資料6-3-3）によって行っている。本学部ではこれらの規定に定められた手続に従い、最近5年間では、2名の講師を採用し、2名の教授昇任、1名の准教授昇任を行っている（資料6-3-4）。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント活動については全学のFD・SD委員会が定める実施方針に従って、毎年数多くのFD・SD活動の機会が提供されている（資料6-4-1）。大学として各教員が年間3回以上のFDに参加することになっている。また、全学とは別に本学部においても、FD委員の発案するところによって、学部教員にとって必要であると考えられる教育能力向上のためのFD活動を年間1～3回実施している（資料6-4-2）。

教員の教育活動、研究活動、社会活動については、各教員が毎年度末までに大学全体の教員業績登録システムへの登録を義務付けられており、その登録内容について学部長が確認をしている(資料6-4-3)。登録された各業績については点数化が行われ、学部において最高点を取得した教員には、大学から20万円の報奨が与えられている。また、本学部においては、研究活動について、別紙の手續に従い、業績を点数化して、翌年度の研究費の傾斜配分を行っている(資料6-4-4)。

点検・評価項目⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 評価の視点

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の編成については、毎年度、その構成について学部長が確認をし、翌年度以降に向けての採用計画を作成している(資料6-5-1)。教員の採用を提案する際には、教授会の議を経ている。また、各教員の担当科目についても、毎年、学部長・副学部長が確認し、各コース責任者、各専門分野担当者と協議のうえ、適切な教員による科目担当を実施している。これらの科目担当者についても、最終的に教授会の議を経ている(資料6-5-2)。

#### (2) 長所・特色

教員組織の編成について、明確な方針が策定され、これに従った教員採用が行われているため、各教員が大学・学部の理念・目的を理解し、実践している。適切な教員の科目担当により、学生の教育が十分に行われている。

#### (3) 問題点

教員組織の問題点として、女性教員が著しく少ないことがあげられる。これは、従来、女性の法学部教員希望者が少なかったこと、教員採用は教育研究業績による教員としての適切性の判断を最優先する結果、偶然、女性が採用されてこなかったことなどに起因する。今後も、教員採用に際しては、教育・研究能力に基づき適切に判断を行うが、全体のバランスを考え、女性教員の比率を上げることに配慮していく。教員の年齢構成についても改善途上である。これらの教員組織編成上の問題は、一気に解決することができないので、今後数年かけて改善していく予定である。

#### (4) 全体のまとめ

本学部では、大学の理念・目的に基づき、適切な教員組織の編成方針を設定し、大学ホームページで公表しており、適切である。

教員組織の編成は、専門分野のバランスの取れた教員の構成になっているが、教員の男女比、年齢構成は、バランスが取れていないので、今後の改善が必要である。また、国際性という点について、今後、若手の教員が、順次在外研究を行うことになっている。学部の主要科目は、ほぼ教授ないし准教授が担当しており科目担当者として適切である。一部の教員の授業負担が重くなっているのが現状であるが、これに

については、カリキュラム改正に当たって、負担軽減を検討している。

教員の採用・昇任については、全学で定められ、明示されている規程に則り、適切に行っている。教員の採用に際して、専門分野のバランスが考慮され、カリキュラムの実施に当たって必要な人材の選考が行われており、これによって教員組織の編成が適正なものとなるよう、徐々に完全を図る。

FD 活動について、全学の FD・SD 委員会が定めた方針に従って企画された FD への参加を促すこととともに、本学部固有の FD 活動を通じて教員の教育方法等の向上が図られている。教員の教育業績、研究業績、社会活動は、毎年、全学の教員業績登録システムに登録され、その結果により褒賞が与えられるとともに、学部においては、研究業績によって、翌年度研究費の傾斜配分を行っている。

教員組織の編成については、毎年、学部長が確認し、人事採用計画を学長に提出している。教員採用については、教授会の議を経て実施される。また、科目の担当教員についても、学部長、副学部長が毎年確認し、教授会で承認を受けている。

以上、教員組織の編成に偏りがある点を除き、適切な教員組織の運営がなされている。

#### 【根拠資料】

- 6-1 <https://www.soka.ac.jp/department/policy/>,  
<https://www.soka.ac.jp/department/policy/law/>
- 6-2-1 <https://www.soka.ac.jp/faculty-profile/>
- 6-2-2 法学部部門・部会 2020
- 6-2-3 2019 年度第 1 回グローバル教育推進会議資料 1、6 頁  
2019 年度第 11 回大学教育研究評議会資料 17、92 頁
- 6-3-1 「創価大学教員の選考及び任用手続に関する規程」
- 6-3-2 「創価大学教員の昇任手続に関する規程」
- 6-3-3 「創価大学教員昇任基準」
- 6-3-4 任用審査報告書、昇任審査報告書
- 6-4-1 2020 年度第 1 回 FD・SD 委員会資料 10
- 6-4-2 <https://www.soka.ac.jp/law/research/fd/>
- 6-4-3 <https://fpes.soka.ac.jp/>
- 6-4-4 「研究費傾斜配分に関する申し合わせ」
- 6-5-1 2026 年までの採用計画（案）
- 6-5-2 2019 年度第 5 回法学部教授会資料 2

#### 基準 7 学生支援

##### (1) 現状説明

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。  
また、学生支援は適切に行われているか。

## 評価の視点

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
  - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
  - ・正課外教育
  - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
  - ・障がいのある学生に対する修学支援
  - ・成績不振の学生の状況把握と指導
  - ・留年者及び休学者の状況把握と対応
  - ・退学希望者の状況把握と対応
  - ・奨学金その他の経済的支援の整備
  - ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
  - ・学生の相談に応じる体制の整備
  - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
  - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
  - ・キャリア教育の実施
  - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
  - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
  - ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

「学生支援体制の適切な整備」に関して、学生が自主学習で自由に利用できる「COSMOS」を開設しており、この場所に、法学・政治学及びキャリア関連の書籍も配架している。

「学生の修学に関する適切な支援の実施」に関して、学生の意向・能力に応じた修学支援を適切に実施している。具体的には、グローバルな法曹を目指す学生のためのプログラム「GLP (Global Lawyers Program)」を開設し、初年次から専門性を踏まえた補充教育（現役弁護士との懇談会や勉強合宿等）を行っている。また、公務員・外交官を目指す学生には「公務員ゼミ」「外交官ゼミ」を定期的で開催し、初年次から補充教育（現役公務員・外交官との懇談会や政策勉強会等）を実施している。このほか、留学を目指す学生のために、留学経験者による学習サポートを行う等、学生の意向・能力に応じた補充教育を行っている。そのうえで、成績不振の学生については、初年時からアカデミックアドバイザー教員を配置し、学習指導面談を行う等、成績不振学生の状況把握と指導を行っている。

「学生の生活に関する適切な支援の実施」に関して、初年次からアカデミックアドバイザー教員を配置し、生活面での個別面談を行う等、学生の生活に関する適切な支援体制を設けている。また、経済的支援については、語学試験等で一定の成績を修めた学生を対象に「オリーブ賞」「Peace and Human Rights 賞」を設け、副賞として図書カードを付与している。また、法曹志望のGLPの学生を対象に、創価大学・法

曹会奨学金制度を導入している。

「学生の進路に関する適切な支援の実施」に関して、進路を意識したコース制に基づく体系的な編成を行っている。具体的には、「リーガル・プロフェッションコース」「ビジネス法務コース」「公共政策・行政コース」「国際平和・外交コース」の4コース制を採用し、法曹、企業人、公務員、外交官等のキャリアに必要な高度の専門性を身につけられるように支援している。とくに法曹を目指す学生のために、GLPを設置し、1年次より法曹養成を目標としたカリキュラムを用意している。このほか、法学部独自のキャリア・イベント「オータム・フェスタ」を開催し、各界に進出した卒業生との懇談会や業務説明会等を実施している。また、2年次のコース選択の後、2年次秋学期と3年次春学期にコースの変更が可能であり、将来の進路について悩んでいる学生には、アドバイザー教員や所属コースの担当教員などが適切なアドバイスを与えて、進路変更の希望にも対応している。

「学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施」に関して、各教員の専門性を生かし、正課外活動（部活動等）についてもアドバイス等を行っている（例えば、国連研究の専門家による国連研究会への支援や助言、クラブの規約改定に関する助言等）。

「その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施」に関して、専門ゼミ選択の情報提供・ミスマッチ防止のため、現役ゼミ生による「ゼミ相談会」を設け、秋と春の年2回実施している。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性の定期的な点検や評価、また改善・向上に向けた取り組みや検討は、基本的に各コースやプログラム、またコース長会議で行われている。そのうえで、大きな問題等が発生すれば、教授会で審議することになっている。

(2) 長所・特色

学習および進路に関する支援や助言について、特筆すべき点として、以下のものを上げることができる。

①公務員志望者が多い公共政策・行政コースでは、各セメスターにワークショップ前の打ち合わせの時間を利用して15回の担当教員間でのミーティングが実施されており、履修学生に対する効果的な学習の仕方や受験に至るスケジュールの調整等が話し合われている。

②外交官その他国際関係での活躍を希望する学生が履修する国際平和・外交コースでは、各セメスターで2回ずつ履修学生との個別面談が実施されており、その個別面談後はチューター全員での情報共有のミーティングも行われている。さらに、語学力向上の管理と進路指導を徹底するために、TOEIC等の受験を積極的に奨励するとともに、学生のニーズに合わせた留学や進路の相談にも必要に応じて随時行われている。

③法曹を目指す学生のための GLP（グローバル・ロイヤーズ・プログラム）では、各セミスターに2回の運営委員会を開催して、個々の学生の学習状況等に関する情報共有や意見交換会が行われている。また、個別の学習上の助言は随時かつ頻繁に行われている。

④アカデミックアドバイザー制度において、初年次セミナーを担当する教員が1年生の学習および学生生活に関する相談に幅広く応じる体制が整えられている。成績不振の学生に対しては、各学期末に、初年次セミナー担当教員および専門演習担当教員が個別面談を行って、その原因を究明して適切な助言等を行っている。そのうえで成績不振状態が複数学期にわたり継続している学生に対しては、学部長が事務職員の同席のもとで直接面談をするとともに、さらに事務職員が教員とは別の視点から日常的な支援を行う体制が整備されている。さらに法学部では、副学部長と事務長が特別な配慮や目配りが必要な学生に対して別途の面談を行うなど独自の取組も実施している。

⑤さらに、各教員がオフィスアワーを設定しており、その時間に学生が自由に教員の研究室を訪問して個別の学習上の悩みや進路の相談が行われている。

### （3）問題点

学生支援の適切性についての定期的な点検および評価は適切に行われている。また、その結果に基づく改善および向上に向けた取り組みにも適切に努力している。したがって、学生支援の適切性についての定期的な点検および評価、また、その結果に基づく改善および向上に向けた取り組みに、現状において大きな問題点は見られない。

しかし、今後の課題として、現体制を踏まえたうえで、学生一人ひとりの学習や進路の悩み等により迅速に対処できる仕組みづくりを進める必要がある。例えば、オフィスアワーの時間をさらに拡大する、教職員の側から学生に支援の必要の有無の呼びかけを行う、コースを超えた教職員間で学生の問題点を共有し複数の教職員で学生のニーズに対応する、学生のアフターフォローをよりきめ細かく行うなどの工夫を検討することも必要である。

### （4）全体のまとめ

学生支援体制の適切な整備、学生の修学に関する適切な支援の実施、学生の生活に関する適切な支援の実施、学生の進路に関する適切な支援の実施、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施、その他学生の要望に対応した学生支援の適切な実施について、法学部の規模やマンパワーの現状において可能な限り最大限学生のニーズに応じられる体制が整えられている。

学生支援の適切性についての定期的な点検・評価および改善・向上に向けた取り組みも、現状において緊急に改善すべき点等は見られない。ただし、現状の制度をさらに充実させていく工夫は必要である。

### 【根拠資料】

## 基準9 社会連携・社会貢献

### （1）現状説明

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

法学部では、コース科目であるワークショップ等を通じて、学外組織との適切な連携体制を構築している。「ビジネス&ロー・ワークショップⅠ～Ⅲ」（ビジネス法務コース）では、野村證券、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行、日本証券業協会、損害保険協会、生命保険協会等との産学連携プロジェクト、「公共政策ワークショップA、B」「まちづくり八王子フィールドワーク」（公共政策・行政コース）では、包括連携協定に基づく八王子市各課（学園都市文化課、都市戦略課、高齢者いきいき課、産業政策課等）との協働プログラム、「人間の安全保障ワークショップ」「人間の安全保障フィールドワーク」（国際平和・外交コース）では、国連専門機関（UNDP、UNHCR、国連大学等）や国際NGO（AMDA、セーブ・ザ・チルドレンジャパン、アムネスティ・インターナショナル日本等）、民間企業（横川電機、花王等）との連携プログラムをそれぞれ推進している。

各講義科目でも、学外組織と連携した協働プログラムがある。例えば、NPO論では、八王子市内の5つのNPO（八王子市民協議会、フュージョン長池、八王子つばめ塾、からまつ、HERO等）と連携し、ゲスト講義、インターン受入れ等を行っている。外部資金（ワンアジア財団）による寄附講座（特殊講義）でも、外部講師を招聘したオムニバス講座、フィールド・スタディツアー等を運営している。

このほか、教育研究成果の適切な社会還元として、ワークショップでの教育研究成果を学外発表会として開催し解決策を提案している。また、八王子市の市民向け講座（いちょう塾）への講師派遣、八王子市有識者検討委員会への委員派遣、大学コンソーシアム八王子主催の学生発表会等、社会連携・社会貢献に関する活動を通じて積極的に教育研究成果の社会への還元を図っている。

法学部では、地域交流、国際交流事業への参加を積極的に推進している。地域交流事業としては、公共政策・行政コースの学生が埼玉県東秩父村と連携・交流し「まちおこしプラン」を作成・発表したほか、八王子市学生企画事業に採択された学生グループが八王子市学園都市文化課、八王子商工会議所、八王子観光コンベンション協会、置屋、IT企業等と連携・交流し「八王子花街まちづくりプラン」を、八王子国際化協会、八王子モスク、東京消防庁等と連携・交流し「イスラーム多文化防災プラン」をそれぞれ作成・発表した。

国際交流事業としては、英国バッキンガム大学国際教養学部との学部間提携に基づき、学生派遣を行っている。各種の国際交流会議にも教員・学生が積極的に参加している（ベトナム・ハノイで開催された国際交流会議「教育による平和」に教員2名が参加、「HPAIR（ハーバード大学主催国際学生会議）」、「Girls20サミット国際女性会議」、「ノーベル平和受賞者世界サミット」等に法学部生が参加）。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

法学部では、各コースにおけるワークショップや産学連携プロジェクト、行政との包括連携協定に基づくワークショップ・フィールドワーク等を通して、学外組織との適切な連携体制を構築しており、連携授業において「日本を元気にする」「世界を変える」「地域まちづくり」等をテーマとする社会的課題への貢献および解決のための研究を実施し、研究成果の発表や提案等により社会連携・社会貢献を推進している。

社会連携・社会貢献の適切性に関する定期的な点検・評価として、これらの授業改善のための授業アンケートを春学期末および秋学期末にとり、各教員の授業改善を促進している。

ワークショップ授業においては、学期末アンケートに加えて、毎回のワークショップ後に評価資料として学生アンケートをとり外部講師および教員がその評価を確認し、ワークショップ授業の向上および連携の改善に努めている。

また、「ビジネス&ロー・ワークショップⅡ」（ビジネス法務コース）では、産学連携協定書を結んでおり二年ごとに連携事業の成果をレビューし、契約更新を行っている。（根拠資料 9-1）

さらに、社会的課題への貢献に関する学生研究の評価および向上のために研究発表会を学外の野村証券本社（千代田区）にて開催し、取締役・部課長等からの評価、講評を受けている。さらに、最終授業後においてリフレクションペーパー（振り返りシート）に基づいて、社会連携・社会貢献に関する研究の達成についてディスカッションを実施し、今後の改善に繋げている。

上記の取組内容および進捗については、コース長会や教授会において定期的に報告を行っている。また、FD委員会が主催する「特色ある授業実践取組」として教職員研修会においても適宜報告の機会を有し、他学部教職員からの評価や意見を受けて改善・向上に努めている。（根拠資料 9-2）

## （2）長所・特色

法学部では、コースに応じた特色ある授業としてワークショップ・フィールドワーク等を通して学外組織との適切な連携体制を構築し、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。これらのワークショップでは社会の第一線で活躍するエキスパートを学外講師として招き、各企業や機関が抱える今日的な課題についてテーマ設定を行い、学生を交えて一緒に考察し解決策を提案するものであり、社会的課題への貢献や解決を目指したプロジェクト型課題解決授業（PBL）の実施による社会連携という特色を有する。

## （3）問題点

学外組織との連携を図るうえで、綿密な打ち合わせや継続的コミュニケーションは必須であり、人間関係および友好的な信頼関係を構築し、持続発展させていくことに時間と労力を要する。企業や行政にあつては業務上の配置転換が定期的に行われることから引継ぎ、情報共有、プロジェクトの質の継続性の維持には配慮が求められる。企業や公的機関、大学は社会的責任（Social Responsibility）の観点からも学習研究成果の社会への還元が求められるため、社会連携・社会貢献を適切に行う必要がある。



#### (4) 全体のまとめ

法学部では、コース科目である産学連携ワークショップ、官学連携協働プログラム、八王子市・秩父市との地域交流事業、バッキンガム大学との国際交流事業等を通じて、学外組織との適切な連携体制を構築している。また、ワークショップでの教育研究成果の発表会を学外で開催し、解決策を提案することで適切に社会に還元している。社会連携・社会貢献の適切性に関する定期的な点検・評価については、学期末アンケート、毎回のワークショップ後のアンケート、外部での学習研究成果発表会、最終授業での振り返り、コース長会や教授会での定期的な進捗報告、FD教職員研修会での報告、契約の更新等の機会により、これらの授業改善・向上に努めている。

#### 【根拠資料】

(根拠資料 9-1：野村証券との協定書 (学部保管))

(根拠資料 9-2：学士課程教育機構FD・SDセミナー、

[https://www.soka.ac.jp/cet1/news\\_cet1/2019/11/4428/](https://www.soka.ac.jp/cet1/news_cet1/2019/11/4428/))